「八戸市緑の基本計画」の見直しについて

資料２

１．緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」とは、良好な都市環境の形成を目的とした法律である「都市緑地法」に基づき、緑の適正な保全及び緑の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、目標と実現のための施策等を市町村が定める計画です。

２．見直しの背景

現計画（平成16年3月策定）の目標年次（2023年）を迎え、人口減少・少子高齢化の社会への変化や都市緑地に関する大幅な法改正等、緑を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら、地域における緑づくりの課題を抽出し、緑の保全、活用に向けた方針と対策及び実現化への方策などについて、見直しを行います。

３．緑の審議会

前回は「緑の基本計画策定委員会」を設置し策定を行いましたが、今回は市長の諮問に応じ緑の保全及び創出に関する事項を調査審議するために設置された「緑の審議会」のご意見を伺いながら、2か年で見直しを行います。

また、都市公園の管理の方針や緑地のマネジメントといった維持管理の視点、グリーンインフラや生物多様性といった専門的な視点、官民連携や市民の視点等が必要になることから、審議会は必要に応じて臨時委員（有識者、公共施設管理者、経済団体、市民団体等）を置くことができるよう、「みどりの環づくり基本条例施行規則」を一部改正しました。

４．緑の基本計画の位置付け

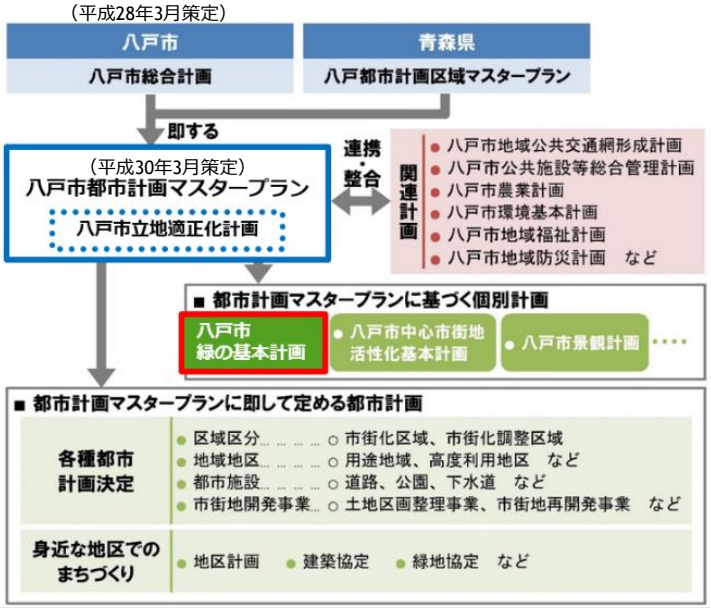

５．スケジュール（令和3年度～令和4年度）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑の審議会			第1回			第2回				第3回					第4回			第5回			第6回	
事務局				住民意向調査 現況調査			緑の解析・評価	課題の整理	緑の将来目標			実現に向けた施策の方針				地域別計画等	計画案の作成		パブリックコメント			計画の公表